

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 8 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について（その 2）

新型コロナウイルス抗原診断キットの供給等については、これまで「新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について」（令和 2 年 5 月 14 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「5 月事務連絡」という。）に基づき対応頂いているところですが、当該キットの供給量及び全国の実患者発生状況等を踏まえて、本日より、5 月事務連絡を廃止するとともに、改めて下記のとおりとしますので、各都道府県等におかれては、管内医療機関への周知を図るようお願いいたします。

なお、今後の当該キットの供給量及び全国の実患者発生状況に応じて、下記の取扱いから変更がある場合は、別途連絡します。

記

- 1 新型コロナウイルス抗原診断キットの供給先ごとの優先順位等を定めた 5 月事務連絡を廃止することに伴い、当該キットの供給を希望する行政検査の委託契約を締結している（あるいは締結を予定している）医療機関等は、当該キットにかかる各地域の販売代理店等に連絡すること。
- 2 当該キットを用いた抗原検査については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0 3 0 4 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。6 月 2 日最終改正。）及び「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を行う医療機関における行政検査の委託に関する契約等について」（令和 2 年 5 月 14 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のとおり、引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査として行うこととなるため、都道府県等と検査を実施する医療機関との間で委託契約を締結する等の必要があること。

【問い合わせ先】

厚生労働省 新型コロナウイルス対策推進本部
・技術総括班 岩本、岩佐